

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成30年5月29日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「四国電力・Jパワー・県・市の四者に基づく橘湾石炭火力発電所に係る環境保全協定書及び環境保全協定書に関する調査測定結果（H27年度から現在まで）環境管理課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成30年6月12日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「橘湾石炭火力発電所に係る環境保全協定書、環境保全協定書に関する調査測定結果（平成27年度から平成30年4月末分まで）」（以下「当該公文書」という。）と特定した上で、四国電力株式会社、電源開発株式会社の代表者の印影、当該発電所所長の印影、発電電力量、石炭使用量、石炭性状、石炭中の微量物質測定結果については条例第8条第2号に該当する非公開情報に該当するとして、当該情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成30年6月29日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

### 4 諮問

令和2年3月31日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

枉法行為を確認した為。

## 2 審査請求の理由

あるべき書類がない為（水質、アマモ）等の調査資料がない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件請求に係る公文書を現に保有していることから、条例第8条第2号に該当する部分を非公開とした上で全ての書類を公開することとし、本件処分を行ったものである。
- (2) 審査請求人は、請求理由を「あるべき書類がない為（水質、アマモ）等の調査資料がない」としている。確かに、環境保全協定第13条には四国電力（株）及び電源開発（株）が調査測定を実施し、記録整備の上、徳島県（環境管理課）に報告する旨が規定されており、請求に係る「環境水質及び底質」及び「海生生物」も規定されているところである。
- (3) しかしながら、同協定第13条第1項の「なお書き」において「具体的な調査測定の項目、方法、時期等については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。」としており、「別の定め」として別途締結された「覚書」（平成7年2月8日付け）には、「環境水質及び底質」及び「海生生物」の調査項目について、その実施期間を「1号機運開1年前から電発2号機運開後3年間」と定められている。電源開発（株）橘湾石炭火力発電所2号機の運転開始は、平成12年12月となっており、それに伴う調査測定の終期は平成15年11月である。
- (4) このように、審査請求人が本件請求において特定した「平成27年度から現在まで」の期間は、同覚書に定める調査測定を行う期間に含まれていないことから、環境管理課は本件請求及び審査請求に係る公文書を作成しておらず、また取得もしていない。
- (5) 以上により、実施機関は、条例第12条第1項の規定により本件処分を行ったものである。

## 第5 審査請求人の反論書要旨

橘湾石炭火力に係る環境保全協定書等に関する調査測定結果を求めた。その中で（水質、アマモ）等の調査資料がないのを県は認めた中で、調査測定の終期は平成15年11月であると主張しているが、本来、阿南市橘湾は、国定公園エリア内であり、多数の希少植物及び希少動物の指定を受けている。

それらの環境調査は、国の財産であり、それらの調査データがないのは県の枉法行為そのものである。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年3月31日	諮問
令和6年8月29日 第2部会（第14回）	審議
令和6年9月27日 第2部会（第15回）	審議

## 第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 当該公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を当該公文書と特定して本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、あるべき書類がない為（水質、アマモ）等の調査資料がなく、当該公文書以外に文書が存在すると主張していることから、以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

### 2 当該公文書の保有の有無について

実施機関の弁明書によると、徳島県、阿南市、四国電力（株）及び電源開発（株）（以下これらを総称して「四者」という。）が締結した環境保全協定書第13条には、四国電力（株）及び電源開発（株）が調査測定を実施し、記録整備の上、徳島県（環境管理課）に報告する旨が規定されており、請求に係る「環境水質及び底質」及び「海生生物」も規定されているところである。しかし、別途締結された「覚書」には、「環境水質及び底質」及び「海生生物」の調査項目について、その実施期間を「1号機運転1年前から電発2号機運転後3年間」とされ、電源開発（株）橘湾石炭火力発電所2号機の運転開始は、平成12年12月となっており、それに伴う調査測定の終期は平成15年11月であるとのことである。

当審査会において四者が別途締結した「覚書」を確認したところ、環境保全協定に基づいて実施された調査測定の終期は初月不参入と考えたとしても平成15年12月であると認められる。

以上により、当該文書を保有していないとする実施機関の説明に特に不合理な点はない。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも本件処分とは関係のない主張であ

るから、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榊本 久実	税理士	